

アフリカ知的財産権機関(OAPI)

バンギ協定に基づく規則

1999年2月24日改正

2002年2月28日施行

目次

第1章 総則

- 規則1 略称
- 規則2 公序良俗
- 規則3 実施細則
- 規則4 代理人
- 規則5 異議申立書の送達
- 規則6 登録及び司法判断の公開
- 規則7 言語
- 規則8 分類に関する長官の権限
- 規則9 手数料の納付

第2章 特許及び追加証の規定

特許権を受ける権利に関する唯一の規則

第3章 実用新案に関する規定

実用新案権を受ける権利に関する唯一の規則

第4章 商標又は役務商標に関する規定

- 規則1 標章としての登録から除外される標識
- 規則2 団体商標に関する規則

第5章 意匠に関する規定

意匠権を受ける権利に関する唯一の規則

第6章 商号に関する規定

商号としての政党名登録のための条件に関する唯一の規則

第7章 地理的表示に関する規定(省略)

第 8 章 集積回路の回路配置(図)に関する規定(省略)

第 9 章 植物新品種証明書に関する規定(省略)

第 10 章 移行規定(省略)

## 第1章 総則

### 規則1 略称

本規則の適用上、

- (a) 「協定」とは、アフリカ知的財産権機関設立に関し 1977 年 3 月 2 日に制定され、1999 年 2 月 24 日に改正されたバンギ協定をいう。
- (b) 「機関」とは、協定第 1 条に基づき設立されたアフリカ知的財産権機関をいう。
- (c) 「付属文書 1」とは、特許及び追加証に関するバンギ協定の付属文書をいう。
- (d) 「付属文書 2」とは、実用新案に関するバンギ協定の付属文書をいう。
- (e) 「付属文書 3」とは、商標及び役務商標に関するバンギ協定の付属文書をいう。
- (f) 「付属文書 4」とは、意匠に関するバンギ協定の付属文書をいう。
- (g) 「付属文書 5」とは、商号に関するバンギ協定の付属文書をいう。
- (h) 「付属文書 6」とは、地理的表示に関するバンギ協定の付属文書をいう。
- (i) 「付属文書 9」とは、集積回路の回路配置(図)に関するバンギ協定の付属文書をいう。
- (j) 「付属文書 10」とは、植物新品種に関するバンギ協定の付属文書をいう。
- (k) 「規則」とは、1999 年 2 月 24 日改正のバンギ協定に基づく規則をいう。
- (l) 「管理評議会」とは、バンギ協定第 28 条に言及される管理評議会をいう。
- (m) 「長官」とは、アフリカ知的財産権機関の長官をいう。
- (n) 「実施細則」とは、本規則の規則 3 に基づいて長官が発令する細則をいう。

### 規則2 公序良俗

- (1) 付属文書に記載の公序とは、社会における共同生活を支える基本原理を意味するものとする。
- (2) 良俗とは、団体又は社会により一般的に認識されている道徳習慣及び慣行を意味するものとする。

### 規則3 実施細則

- (1) 長官は付属文書において規定される手続の実施、特に次に掲げる事項を律則する実施細則を発令するものとする。
  - (a) 特許出願、実用新案出願、商標登録出願、意匠登録、商号及び地理的指示登録出願、植物の新品種及び集積回路に関する手続
  - (b) 専用登録簿への登録及び公開
  - (c) 本規則に言及する付属文書の条項に関するあらゆる事項
- (2) 付属文書及び本規則に関する手続の実施過程において長官が発行するいかなる内部メモ又は回状も、実施細則と同様の効力を有するものとする。それらの書類は公開されるものとする。

### 規則4 代理人

- (1) バンギ協定第 6 条に言及される代理人とは、出願人又は工業所有権事業の一部としての保護権原の保有者の代理として行動する自然人又は法人
- (2) 代理人が出願人又は保有者を代理している場合、機関から代理人に向けられた通信は、

出願人又は保有者に向けられた通信と同じ効力を有するものとする。

(3) 代理人から機関に向けられた通信は、出願人又は保有者により発信されたのと同じ効力を有するものとする。

(4) 専用登録簿への登録、提出、請求、出願、宣言、又は機関における手続上出願人又は保有者の署名が必要とされる書類の記入は、保護権原出願の取下げ、保護権原の放棄若しくは代理人の選定又は解任を除き、代理人により署名することができる。

#### **規則 5 異議申立書の送達**

(1) 問題は、バンギ協定第 33 条により創設された審判高等弁務局に対し、同局局長宛の異議申立書の形で送致されるものとする。異議申立書は、機関本部で活動している弁務局事務局へ送られるものと機関する。

(2) 機関は、審判高等弁務局局長への請求の送達につき責任を負うものとする。

#### **規則 6 登録及び司法判断の公開**

(1) 工業所有権の絶対的な無効又は権利失効が既判力を生じる司法判断によって宣言される場合、最も誠実な当事者は、その決定を機関に対して送付するものとし、機関は、適切な専用登録簿にこれを登録し、公開するものとする。

(2) 上記(1)にいう登録及び公開の費用は、裁判所に指定された団体又は、指定がない場合、最も誠実な当事者が負担するものとする。

#### **規則 7 言語**

付属文書に定められた手続で使用される言語は、管理評議会による別段の決定がない限り、フランス語又は英語とする。フランス語又は英語は、文書による通信又は口頭伝達において、特に審判高等弁務局での回復及び異議申立ての各手続において使用される言語とする。

#### **規則 8 分類に関する長官の権限**

施行されている国際協定及び付属文書の関連規定を考慮し、長官は、特許分類、商品及び役務分類並びに意匠分類の機関における適用方式を決定するものとする。

#### **規則 9 手数料の納付**

当該協定の付属文書に規定されている手続に関連して支払われるべき手数料は、OAPIへのみ支払われるものとする。

## 第2章 特許及び追加証の規定

### 特許を受ける権利に関する唯一の規則

(a) バンギ協定付属文書1の第11条(1)の要件に従い、原権利者以外の者又は雇用者が特許を受ける権利の行使を望む場合、その者は、当該特許を受ける権利を証明する全ての書類を機関に対して提出するものとする。

(b) 発明者が付属文書1の第11条(5)の規定の利用を望む場合、その者は、雇用者が特許を受ける権利を放棄したとして署名する証明書を機関に対して提出するものとする。

### 第3章 実用新案に関する規定

#### 実用新案権を受ける権利に関する唯一の規則

バンギ協定附属文書2の第8条(1)の規定に従い、原権利者以外の者又は雇用者が実用新案登録の権利の行使を望む場合、その者は当該実用新案権を証明する全ての書類を機関に対して提出するものとする。

## 第4章 商標又は役務商標に関する規定

### 規則1 標章として登録から除外される標識

付属文書3の第2条(1)に従い、匂い及び音響の標示は標章とみなされないものとする。

### 規則2 団体商標に関する規則

(1) 付属文書3の第2条(2)にいう「規則」とは、標章の保有者(公法上の企業団体)に採用された文章をいうものとし、権限を有する国内当局に承認されるものとする。

(2) 規則は、標章の使用方法及び誤用の場合の罰則を決定するものとする。

(3) 管轄区域外の団体商標の登録は、当該原産国の規則及び当該登録の証明に従うものとする。

## 第5章 意匠に関する規定

### 意匠権を受ける権利に関する唯一の規則

創作者が付属文書4の第6条(5)の規定の利用を望む場合、その者は、雇用者が意匠権を受ける権利を放棄したとして署名する証明書を機関に対して提出するものとする。



## 第6章 商号に関する規定

### 商号としての政党名登録のための条件に関する唯一の規則

- (1) 政党名及び政治団体名は商号とすることができる。
- (2) 出願登録は、商号の使用方法及び誤用の場合の罰則を定める規則が添付されるものとする。

第7章 地理的表示に関する規定(省略)

第8章 集積回路の回路配置(図)に関する規定(省略)

第9章 植物新品種証明書に関する規定(省略)

第10章 移行規定(省略)